



(加える)

(加える)  
(加える)

(教育長の指示)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、校長に対して、職員の勤務時間の割振り等に関し、必要な指示を与えることができる。

(1)・(2) (略)

別表 (第2条関係)

対象職員	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日
寒川町立学校に勤務	校長が定める。	校長が定める。	一般の職員に同じ。

間勤務に伴う短時間勤務職員」と、同表勤務時間及びその割振りの欄中「1日につき7時間45分とし、4週間」及び「1日につき午前7時から午後6時までの間の7時間45分とし、4週間」とあるのはそれぞれ「4週間」と、「15時間30分から31時間」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては19時間25分から24時間35分まで、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあつては19時間20分」と、休憩時間の欄中「1時間」とあるのは「1時間以内」と読み替えるものとする。

3 校長及び課等の長は、別表第1及び別表第2の規定中校長及び課等の長が定めることとされる事項を定めようとするときは、あらかじめ教育政策課長と協議しなければならない。

(暫定又は急施の際の措置)

第3条 前条の規定によるもののほか、教育政策課長は、暫定又は急施の必要があつて別表第1又は別表第2に規定する職員と同等の勤務又はこれに準ずる勤務をする必要が生じた職員の勤務時間等の特例について、別表第1又は別表第2の規定に準じて別に定めることができる。

(教育長の指示)

第4条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、校長に対して、職員の勤務時間等\_\_\_\_\_に関し、必要な指示を与えることができる。

(1)・(2) (略)

(削る)

する職員			
------	--	--	--

(加える)

別表第1 (第2条関係)

<u>対象職員</u>	<u>勤務時間及びその割振り</u>	<u>休憩時間</u>	<u>週休日</u>
<u>寒川町立学校に勤務する職員</u>	<u>勤務時間は、1日につき7時間45分とし、4週間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように勤務の実情に応じ校長が定める。</u>	<u>勤務時間中に1時間とし、その制限は、校長が定める。</u>	<u>一般の職員に同じ。</u>
<u>寒川学校給食センターに勤務する職員</u>	<u>勤務時間は、1日につき午前7時から午後6時までの間の7時間45分とし、4週間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように勤務の実情に応じ課等の</u>	<u>勤務時間中に1時間とし、その制限は、課等の長が定める。</u>	<u>一般の職員に同じ。</u>

(加える)

	長が定める。		
--	--------	--	--

別表第2 (第2条関係)

<u>対象職員</u>	<u>勤務時間及びその割振り</u>	<u>休憩時間</u>	<u>週休日</u>
<u>寒川町立学校に勤務する職員</u>	<u>勤務時間は、1日につき7時間45分とし、4週間につき1週間当たりの勤務時間が15時間30分から31時間までとなるように勤務の実情に応じ校長が定める。</u>	<u>勤務時間中に1時間とし、その制限は、校長が定める。</u>	<u>一般の職員に同じ。</u>
<u>寒川学校給食センターに勤務する職員</u>	<u>勤務時間は、1日につき午前7時から午後6時までの間の7時間45分とし、4週間につき1週間当たりの勤務時間が15時間30分から31時間までとな</u>	<u>勤務時間中に1時間とし、その制限は、課等の長が定める。</u>	<u>一般の職員に同じ。</u>

～略～

	<u>る</u> <u>よ</u> <u>う</u> <u>に</u> <u>勤</u> <u>務</u> <u>の</u> <u>実</u> <u>情</u> <u>に</u> <u>応</u> <u>じ</u> <u>課</u> <u>等</u> <u>の</u> <u>長</u> <u>が</u> <u>定</u> <u>め</u> <u>る</u> <u>。</u>		
--	---	--	--

～略～

附 則

この規則は、令和5年10月1日に施行す  
る。